

大宜味村農業委員会だより



第 17 期第 10 回農業委員会総会結果 開催日：6 月 25 日			
番号	議案	件数	可決数
24	農地利用集積計画の承認について（農業経営基盤強化促進法）	9	9
25	農地利用配分計画に係る意見決定について（農地中間管理事業の推進に関する法律）	1	1
26	農地法第 3 条の規定による許可申請書について	4	4
27	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1	1
第 17 期第 11 回農業委員会総会結果 開催日：7 月 26 日			
番号	議案	件数	可決数
28	農地利用集積計画の承認について（農業経営基盤強化促進法）	8	8
29	農地利用配分計画に係る意見決定について（農地中間管理事業の推進に関する法律）	1	1
30	農地法第 3 条の規定による許可申請書について	2	2
31	一時転用承認願申請書について	1	1
第 17 期第 12 回農業委員会総会結果 開催日：8 月 25 日			
番号	議案	件数	可決数
32	農地利用集積計画の承認について（農業経営基盤強化促進法）	6	6
33	農地利用配分計画に係る意見決定について（農地中間管理事業の推進に関する法律）	1	1
34	農用地利用集積計画（一括方式）の承認について（農業経営基盤強化促進法）	2	2
35	農業振興地域整備計画の変更について（諮問）	2	2

6 月～8 月の申請地域

田嘉里・喜如嘉・大宜味・根路銘・田港・大保・白浜・津波

各種申請締切日は毎月
10 日を基準としています。
(土日祝の場合はその後日となります。)



農業者年金は若い農家ほど大きなメリットがあります!!

★一定の要件を満たす農業者には最長 20 年間、保険料の国庫補助が受けられます

保険料の国庫補助を受けるには、**国民年金第 1 号被保険者（納付免除者は除く）**であり、次の 3 つの要件をすべて満たす必要があります。

- ① 60 歳までに保険料納付期間等（カラ期間含む）が 20 年以上見込まれる（39 歳までに加入する）
- ② 農業所得（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等）が 900 万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等、下表の要件に当てはまるもの。

表 保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35 歳未満	35 歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
3	区分 1 又は 2 の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は後継者	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3 年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000 円 (3 割)	4,000 円 (2 割)
5	35 歳まで(25 歳未満の場合は 10 年以内)に区分 1 の者となることを約束した後継者	6,000 円 (3 割)	—

◎保険料の国庫補助を受ける期間の保険料と、国庫補助の合計額は 2 万円で固定されます。

◎加入者が負担する保険料は、2 万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

お問い合わせ先 JA おきなわ大宜味支店 金融課 農業者年金 担当 ☎0980-44-3133

盗難に注意!! 見つけたらすぐに警察へ!!

村内にて、苗などの盗難被害が多発しています。盗難・器物破損等の被害があった場合は警察へ通報しましょう。定期的に巡回パトロールをしてくれます。被害拡大防止への足がかりにもなります。

また、自分の畑や周辺をきれいにしておくことで盗難や不法投棄等の防止のためにも役に立ちます。

産業用廃プラスチック回収のお知らせ

大宜味村産業用廃プラスチック適正処理対策協議会では、下記の日程において産業用廃プラスチックの回収を予定しております。

回収予定日：令和 3 年 10 月 21 日（木）午後 3 時～5 時まで

回収場所：JA おきなわ大宜味支店集荷場（根路銘 1461）

予定処理料金：廃プラスチック類 70 円 塩ビパイプ 80 円

グラスファイバー 100 円/各 1kg 当たり（税抜）

大宜味村産業振興課及び大宜味村農業委員会、JA おきなわ大宜味支店経済課の窓口にて申込書を設置していますので、ご記入の上、協議会事務局（産業振興課）まで提出をお願いします。

前述の料金に対して本協議会から 3 分の 1 の助成を行います。また、農協と取引のある農家については、農協からさらに 3 分の 1 の助成があります。該当する助成分を差し引いた料金を当日現金で納入して下さい。

お問い合わせ先 大宜味村廃プラスチック適正処理協議会（事務局：産業振興課内） ☎0980-44-3232

写真の様にまとめて持ってきて下さい

